

大磯町議会委員会条例の一部を改正する条例

大磯町議会委員会条例（昭和 41 年大磯町条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

名称	定数	所管事項
総務建設常任委員会	7 人	1 危機管理対策室の所管に関する事項 2 政策総務部の所管に関する事項 3 建設経済部の所管に関する事項 4 会計課の所管に関する事項 5 消防本部、消防署、消防団の所管に関する事項 6 選挙管理委員会の所管に関する事項 7 監査委員の所管に関する事項 8 固定資産評価審査委員会の所管に関する事項 9 農業委員会の所管に関する事項 10 その他、他の常任委員会の所管に属さない事項
福祉文教常任委員会	7 人	1 町民福祉部の所管に関する事項 2 教育委員会の所管に関する事項

附 則

この条例は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

平成 24 年 3 月 16 日

提出者 大磯町議会運営委員会委員長 高 橋 英 俊